国民年金だより

★国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!!

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和8年中(令和８年1月1日から令和８年12月31日)に納めた保険料の全額です。(令和８年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象です)。

令和８年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は e-Tax で利用できる電子データの送付も行なっています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付の希望登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます。(電子送付の希望登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます。)

	対象者	送付時期	
①	令和８年１月１日から令和８年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和８年10月中旬から10月下旬にかけて順次
		郵送	令和８年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和８年10月１日から令和８年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます)	電子送付	令和９年１月下旬から順次
		郵送	令和９年２月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子さん等）の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除を受けられます。

○浜田年金事務所　出張年金相談

相談日時　**11月10日㈫・24日㈫**　10:00 ～ 15:30
相談場所　益田市立市民学習センター　104 研修室

☆要予約
相談日の１カ月前から受付
※定員に達した時点で受付は終了します。

〔予約・問い合わせ先〕
浜田年金事務所　☎ 0855-22-0670　予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。
「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能がご利用いただけます。

・将来の年金見込額の試算
・電子版「ねんきん定期便」や受給に関する各種通知書の閲覧
・国民年金保険料の納付可能月数・金額の確認
・持ち主不明の年金記録の検索　　など

また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請やe-Tax での確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
※「ねんきんネット」はマイナンバーカードをお持ちでない方もご利用いただけます。

日本年金機構ホームページ
(ねんきんネット)

【問い合わせ先】市保険課　☎ 31-0216